

II 運動部活動の運営

1 全体計画

(1) 全体計画の必要性

運動部活動の意義との関連で、運動部活動の運営においては、次のようなことが留意されなければならない。

- ① 運動部活動は学校教育活動の一環として行われる活動である。
- ② 運動部活動は学校の教育目標と関連を図り、生徒一人一人の全人格的成長を中核的なねらいとしている。
- ③ 部活動は部活動の運営計画を基に実施されなければならない。

したがって、運動部活動は「学校教育活動の一環として行われ学校で計画実施する教育活動」としてとらえ、指導にあたっては、長期展望にたった全体計画が必要であり、学校の全職員・保護者・地域社会などが共通理解を図り、ねらいを達成されるよう、運営の計画が立案・実施されなければならない。

(2) 全体計画の作成

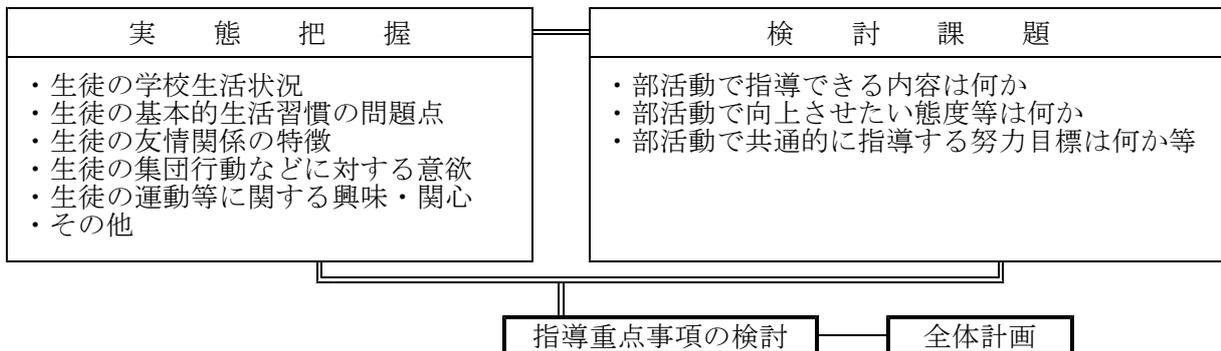
- ① 学校の教育目標と運動部活動の運営計画との関連を図る。

学校の教育目標と運動部活動のねらいとの関連を図ることが大切である。また、学校教育目標具現化の全体構想などに部活動の運営計画を組み入れることも必要である。

- ② 生徒の実態を正確に把握する。

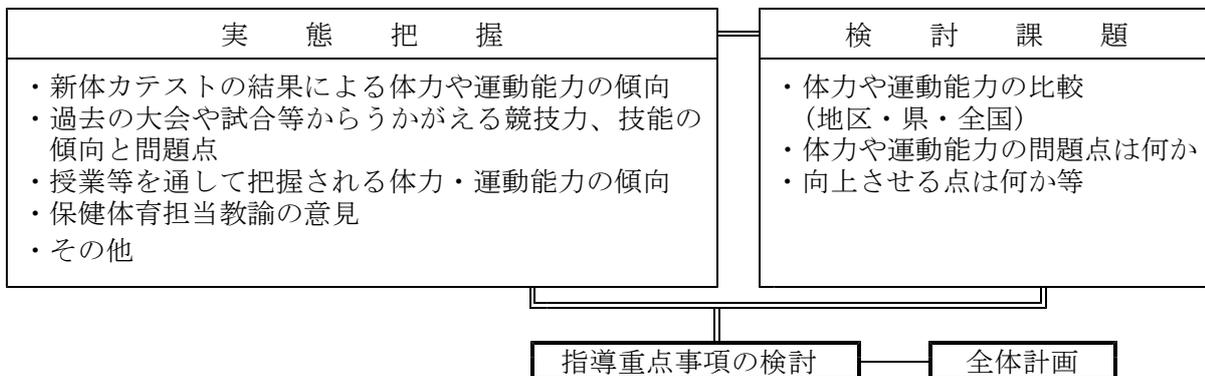
ア 生徒の学校生活における状況

生徒の技能や体力面だけではなく、基本的な生活習慣の育成、友情や信頼感の育成などの態度面の指導も重要である。したがって、生徒の学校生活の状況や態度面での特徴を十分に把握しておくことが大切である。



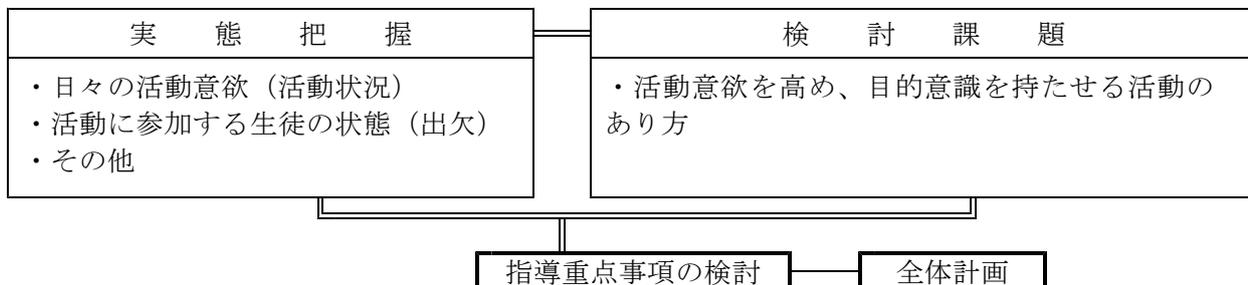
イ 生徒の体力・運動能力の状況

運動部活動における競技力の向上、また指導の効果を上げるためにも、生徒の体力・運動能力や運動技能等の傾向を明確にし、学校全体や運動部活動で共通的に取り組む体力・運動能力の課題を設定することは大切である。



ウ 生徒の部活動に対する取り組み等の状況

ねらいをもち、計画を立案しても意図する活動ができなかったり、活動そのものが低調であったりする場合には、生徒の部活動に対する取組を指導する必要がある。そのためにも、部活動の主体である生徒の部活動に対する考え方や活動の状況などを把握しておくことが大切である。



③ 部活動のねらい・全体像を形づくる

部活動の指導は、部活動の活動のあり方そのもののねらい(自主的な実践力の育成)の上立ち、「態度・社会性の育成」「体力の向上」「技能の向上」「健康・安全意識の高揚」の4つの柱を下位行動目標として設定し、それらをもとに調和のとれた人間の育成・個性の伸長など、人間形成に関するねらいを達成するために行われる。これらのねらいは、いつも中学校教育目標や学校の教育目標を具現化する手だてとしての観点を明確にしなければならない。

④ 部活動のねらい・全体像から、全体計画を打ち出す

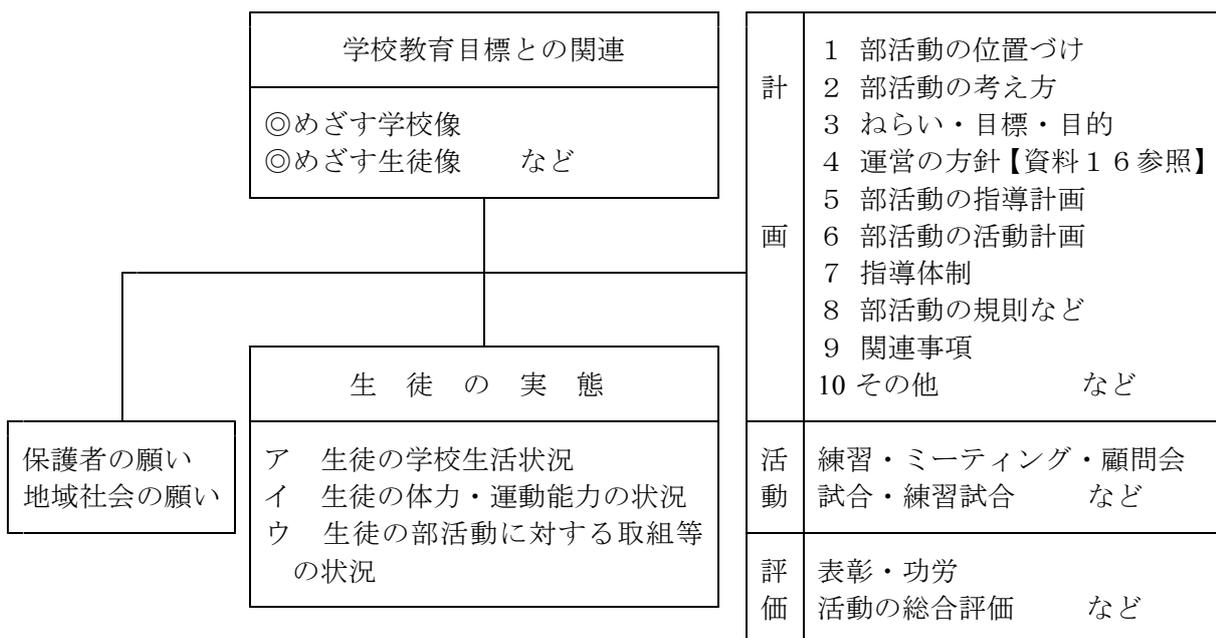
学校の教育目標との関連と生徒の実態より、部活動の全体計画を形づくる。部活動の全体計画は、計画・活動・評価に大別される。また全体計画を立案する時に留意しておくことに次のようなことがある。

ア 部活動の計画は、部活動の全体像が理解できるようなものであること。

○部活動に携わるすべての人にねらいや運営の方針、また活動の内容と方法が理解されるようにすることが大切である。

イ 部活動の計画に具体性があり、日々の活動をどのようにすればよいか明瞭であること。

○何をどのようにすれば、ねらいに近づくことができるか等具体的にすることが大切である。



2 部顧問会

部活動を円滑に運営していくためには、学校の部活動についての考え方や基本計画をもとに指導者が互いに意見交換を行い、共通理解を図ることが大切である。

部活動の顧問が基本計画を共通理解したり、活動状況の把握、問題点の協議など、活動の実際にかかわる全般的な問題の解決の場として、部顧問会が考えられる。

この会は年間を通して定期的実施し、常に職員会と関連付けて、学校全体の指導体制の中で運営していくことが大切である。

また、外部指導者を導入している場合には、外部指導者も出席してもらうことが望ましい。

【資料2参照】

3 部活動キャプテン会

部活動が充実したものになるためには、生徒一人一人の部活動に対する興味・関心を高めていく必要がある。そのひとつの方法として、部活動の代表者による部活動キャプテン会がある。このキャプテン会では、部活動の方針を理解し、部活動全体で共通理解を図りながら、問題点などを話し合い、解決していく場として、年間を通して定期的実施することが望ましい。

【資料3・4参照】

部活動の基本計画（例）

月	関連行事	指導の重点	部顧問会・キャプテン会			
			計画実施	事例研究	学習会	その他
4	部活動発足	あいさつ運動	計画の理解			入部
5		大会に対する		あいさつ運動	スポーツ精神	
6	地区総合体育大会	態度	大会参加計画		大会のマナー	
7	県総合体育大会	集団づくり	大会参加計画	地区大会反省		
8	夏季休業	マナー育成	夏休みの計画		集団づくり	
9	体育大会	健康管理		集団づくり		
10	地区秋季体育大会	基礎体力	大会参加計画		大会のマナー	
11	県秋季体育大会		大会参加計画	地区大会反省		
12	冬季休業		冬休みの計画		体力づくり	
1				体力づくり		
2				健康管理		
3	部活動納会		年間の反省	一年を振り返る		

4 試合計画

(1) 試合参加の意義とねらい

- ① 日頃の練習の成果を発表する場であり、他校の選手と競い合うことによって、競技力の向上のみならず、愛校心や公正、協力などの態度を培う。
- ② 学校外における活動経験を広げるとともに、学校間の生徒の交流と親睦を深めるなど、社会的態度を育成する。
- ③ 試合への参加を通して、部活動に対する意欲を高める。

【資料5・6・7参照】

(2) 試合参加時の留意点

選手個人として参加するのではなく、学校長の許可を得て、学校の代表として参加するので、大会までに下記の事項を十分指導しておく必要がある。

① マナーに関すること

ア 審判に対する態度

- 判定には従う。(判定への説明を求めたいときは、キャプテンか顧問が行う)
- 審判の判定にはてきぱきと応える。(聞く態度・交替・あいさつなど)

イ 対戦チームに対する態度

- 野次を飛ばさない。(生徒だけでなく、保護者にも協力を求める)
- すばらしいプレーは認め、自分のプレーに生かす。

ウ その他

- ボールやバット、ヘルメットなどを投げ付けたり、壁や椅子を蹴ったりしない。

② 身なりに関すること

ア 頭髪などの指導 (染髪、剃りこみ、眉毛なし、つめなど)

イ 服装などの指導 (中学生にふさわしいユニフォーム等の着用)

③ その他

ア ゴミ処理に関する指導 (自分で出したゴミは持ち帰る)

イ 公共物に関する指導 (落書・消火器・火災報知機・ガラス窓・トイレ)

ウ 会場使用に関する指導 (立入禁止区域箇所・土足禁止箇所など)

エ 駐車場に関する指導 (違法・迷惑駐車にならないように)

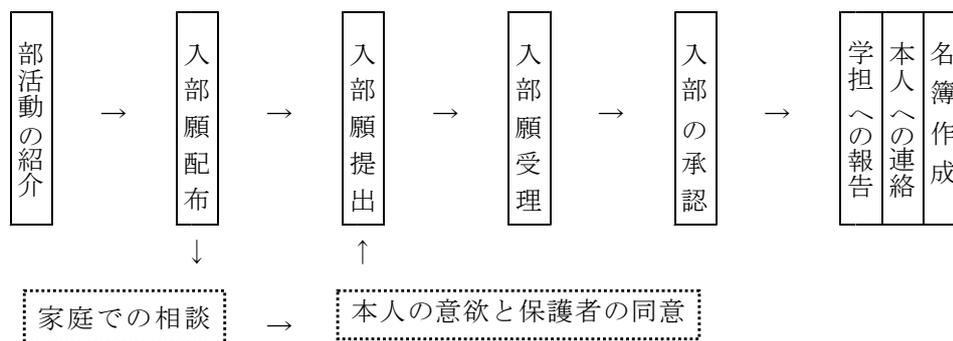
オ 月行事に試合計画が入っていることが望ましい。

5 入部・退部について

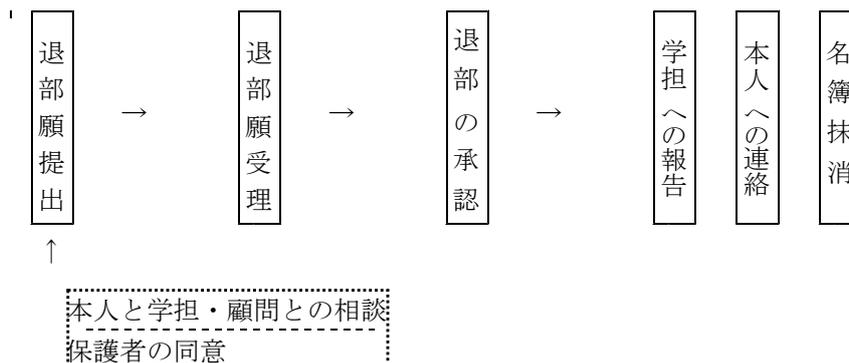
部活動は自ら選んだ活動に参加し、より深く運動や文化の活動を経験する主体的な活動である。したがって部活動に入部することは、その部活動に入ろうという生徒が自主的に活動しようという興味・関心とその活動を続けようという意志をもっていなければならない。また、入部の際は部活動紹介や見学でその部の活動内容などを理解した後、保護者の同意を得ることが必要である。

退部に関しては、本人と保護者、学担、顧問などが十分に話し合った結果、決定することが望ましい。

(1) 部活動入部の手続き【資料8 入部願(例)参照】



(2) 部活動退部の手続き【資料9 退部願(例)参照】



6 外部指導者との連携の在り方

(1) 外部指導者の必要性

運動部活動は、学校の重要な教育活動の一環であるため、日常の指導、大会への引率、采配等は校長及び教員によって行なわれることが望ましい。しかし、現実的には、「技術指導ができない」「専門分野でない」等の理由や地域人材活用の考えから、各学校において積極的に外部指導者を導入する傾向にある。指導者としてふさわしい条件を備えた人物であると認められ、大会においてベンチ入りすることが生徒のためにより有益であると学校長が判断した場合については、以下の手順で正式な外部指導者として宮崎県中学校体育連盟が承認している。

(2) 各学校における外部指導者導入の手順

各学校において外部指導者を導入する手順としては以下のことが考えられるが、その際、学校と外部指導者が協力し、生徒の健全な活動に向けて両者の連携がより有益に機能していくよう配慮しなければならない。また導入にあたっては、体育主任または部活動担当者が中心となって進めていくことが望ましい。

手順① 前年度までに、地域に外部指導者としてどんな人材がいるかを把握しておく。
(前年度末までに)

手順② 年度末までに、部顧問会の中で、各顧問に来年度以降の外部指導者の必要性についての意見を聴取しておく。

手順③ 4月当初に部活動の顧問を決定した後、部顧問会を開き、各運動部活動顧問に再度外部指導者の必要性について意見を聴取する。

手順④ 部顧問会を開き、外部指導者導入について協議する。

手順⑤ 学校長の承認を得て、外部指導者に内諾を得る。

手順⑥ 部顧問会において、外部指導者導入の確認をする。

手順⑦ 全職員に、学校長より外部指導者導入について知らせる。

手順⑧ 学校長は、外部指導者に委嘱状を交付する。 【資料11参照】

7 部活動の精選について

(1) 部活動精選の必要性

ここ数年の生徒数減少に伴い、それまでの部活動数では大会出場はおろか練習もできない部が出てくる状況に陥り、学校として部活動運営に苦慮している学校が多くなってきているのが現状である。そこで生徒数に対し部活動設置部数の適合数を考慮しながら、計画的に部活動精選を余儀なくされているケースは少なくない。部活動精選に関する規約・規定の実践例（①～⑦）が以下の通りである。

実践例

① 部活動の規約の最後の項に

～11 廃部関連～

「各部とも、部員数が大会出場規定に満たなくなった場合これを休部とする。その状態が2年続くようであれば廃部処理を進める。」

② 「部活動運営委員会」の設立

目的：生徒数減少に伴う適正な活動を維持、充実させるため、部活動数の適正化を図るための考え方を整理し、校長の判断に資するために設置する。

委員：PTA会長、副会長、各部後援会長、町スポーツ指導員、校長、教頭、教務主任、部活動担当教諭とする。

会議：会議はPTA会長と校長の合議により招集する。 【資料12参照】

③ 「部活動の基本的な考え方」PTA総会時の配付資料

「部活動編成について、職員数減と生徒数のこれからの推移等を考えると今後部活動数の減も考えられますので、ご了承下さい。」

④ 「PTA文化・体育後援会」からの報告 ～PTA総会にて～

次の状況が生じた場合、当該部活動の存続を学校、文化・体育後援会役員会、当該部活動後援会で協議するものとする。

- (1) 正規部員で、二期連続して中学校体育大会の団体戦に出場できなかった場合。
- (2) 正規部員で、二期連続して中学校総合大会の個人戦に3名以上の選手ができなかった場合。
- (3) 文化活動の部においても上記に準じる。

⑤ 部活動規約の項に「4部活動運営方針」として

- (9) 生徒減少に伴う部活動運営について「原則として地区中体連大会に二期連続できなければ廃部とする。」

⑥ 「部活動の廃部に関する規定」

- 1 その年度、入部希望段階において、2年生と1年生の入部希望者の合計が各競技の規定人数に達しない場合は、廃部対象とする。
- 2 廃部対象となった部活動は、次のように考え整理していく。
 - (1) その年度の3年生は最後まで活動を続けることができる。
 - (2) その年度の1年生は、その部への入部は認めず、他の部への入部を勧める。
 - (3) その年度の2年生については3年生と一緒にその年度の総合大会が終了するまでは活動を認め、終了と同時に転部または退部する。その時点で部活動は廃部となる。
- 3 廃部となった部活動は、次年度以降も新入生の募集はしない。
- 4 廃部後も、地域のスポーツクラブや道場で個人的に活動を続けている生徒については、部活動の一環として承認し、中学校体育大会へ参加できるように配慮する。
- 5 今後、新規に開設する部活動については基本的に認めないものとする。

* 校長、PTA会長、部活動後援会会長代表の3名連記で保護者に配布する。

⑦ 「部活動の廃部に関する規定」

- 1 1年生が入部段階において、2年生の部員（1年次の活動実績あると学校が認める者）と1年生の入部希望者の合計が各競技の規定人数に達しない場合、廃部対象になる。
- 2 規定人数は団体戦を組める人数とする。
- 3 廃部対象となった部活動については
 - (1) 3年生については、最後まで活動できる。
 - (2) 1年生については、その部活動に入部させず、他の部活動を再度選ばせる。
 - (3) 2年生については、新規入部を認めない。3年生引退後については、

団体競技の場合

・・・3年生の中学総体が終わるまでは活動し、その後、転部または退部とする。その時点で廃部となる。

個人戦を伴う 種目の場合

・・・3年生の中学総体が終わるまでは活動し、その後、個人戦出場のために1年間活動期間を保障する。2年生の活動終了後廃部とする。
 - (4) 次年度以降も新入生の募集は行わない。
 - (5) 陸上、弓道、空手について
 - ・ 規定人数については男女別で考えていくが、部としては男女を分けるものではない。
 - ・ 男女のいずれかが上記規定人数に達しなかった場合は、その男女いずれかの募集を停止していく。

【資料13参照】

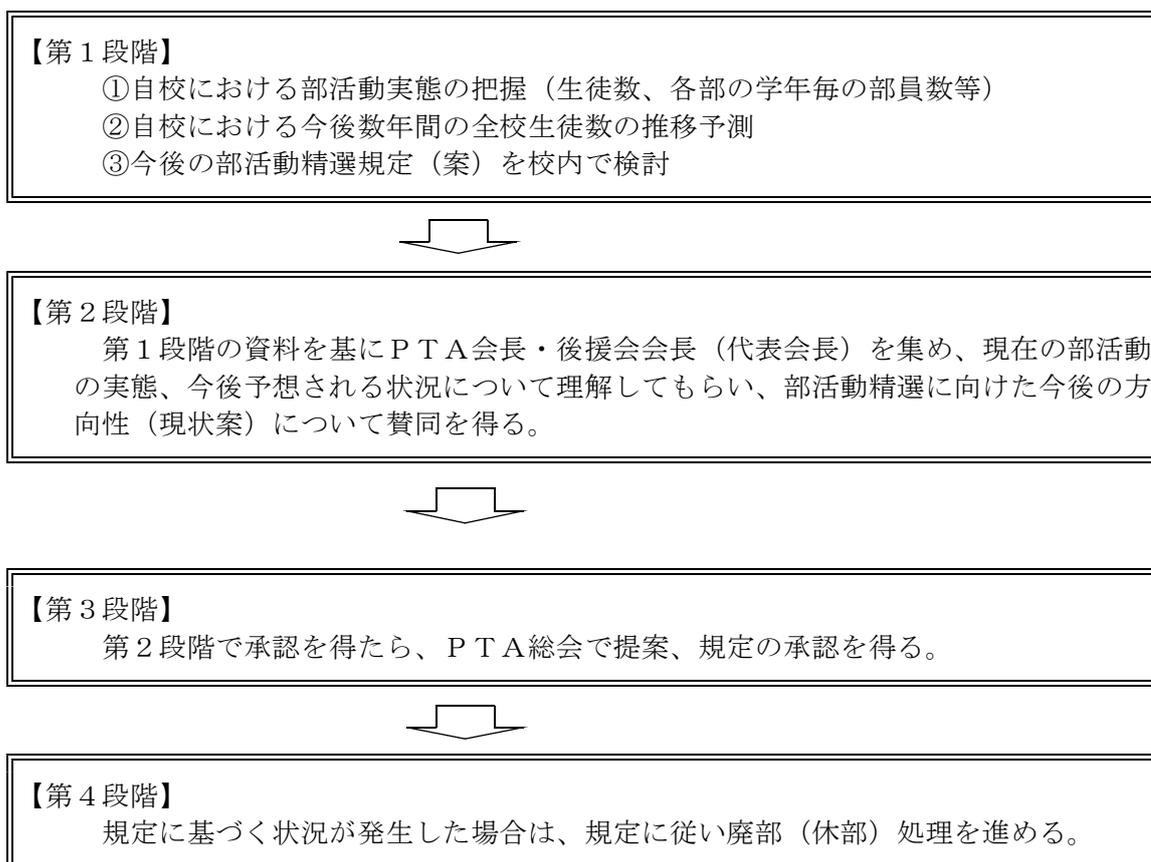
(2) 部活動精選までの手順

例②及び⑦は、すでに規定を定めその規定に基づき該当する部を廃部とした学校の事例である。

これらは、数年に渡っての傾向を把握して規定等を決め、事実が生じた場合に規定に基づき動く（廃部・休部）という流れが多いようである。

資料提供した各学校の取組について大筋でまとめた。

「部活動の廃部に至るまでの一連の流れ（例）」



* 規定については学校状況に応じたものを作成すること。

* 規定の条件として、最低人数（部活動）は確実に明記する必要があると考える。

例：チームが団体で出場できない人数 ⇔ 野球部9名 サッカー11名 等

* 規定の中で各校に共通している点は

○ 廃部対象となる状況は？

「その年度、入部希望段階において、2年生と1年生（新入生）の入部希望者の合計が各競技の規定人数に達しない場合は、廃部対象とする。」としている。

○ 新1年生の入部の時期については？

「入部希望段階を5月の連休明けとする」としている。

○ 規定人数については？

「規定人数」をチームが団体で出場できない人数として捉え、一覧表にしているこの状況になった時点で、初めて第4段階に進んでいる。

8 生徒指導上の対応

(1) 日常の指導

全ての教師が自分の専門分野の部活動に配置されていないことは明らかであるが、部活動顧問の前に一教師であることを、また生徒も〇〇部員の前に一生徒であることを忘れてはならない。技術指導については、専門でない教師と専門の教師との差が出てしまうことは致し方のないことである。しかし、それ以外について差が出てしまうことは避けなければならない。

「部活動にはまじめに一生懸命取り組むが、学校行事などには意欲的でない」「部活動の時は挨拶ができるが、ユニフォームを脱ぐとできない」などよく耳にする。専門であろうがなかろうが「当たり前のことを当たり前にする」ことを、常に指導していくことが大切である。学校生活（勉強含む）も部活動も頑張る「文武両立」以上に、学校生活（勉強含む）で学んだことを部活動に生かしたり、部活動で学んだことを学校生活（勉強含む）に生かす「文武両道」であることが望ましいと考える。

① 学校教育の一環としての部活動

- ・ 部活動は学校教育の一環であるという認識で生徒指導を行うべきである。
- ・ 部活動で指導したことが、学校生活のあらゆる場面で発揮できることが望ましい。部活動での姿と学校生活での姿が違うのは「指導が生きている」とは言えない。
- ・ 学級担任と情報交換を密にして、生徒の日常の様子を把握し指導に活かす。

② 部活動内の規律

- ・ 学校の規則はもちろん、その部活動の約束事を遵守する指導を徹底する。規範意識の低い集団はまとまらない。ましてや強いチームにはならない。
- ・ 問題が起こってから指導するのではなく、日常的に指導することが大切である。

③ ボランティア的な活動

- ・ 「やらなければならないこと」をしっかりとやることはもちろん「やったほうがいいこと」を自分からやれる生徒を育成することが大切である。
- ・ あらゆる機会に「気づきの活動」を意識させることにより、行動の質が変わる。

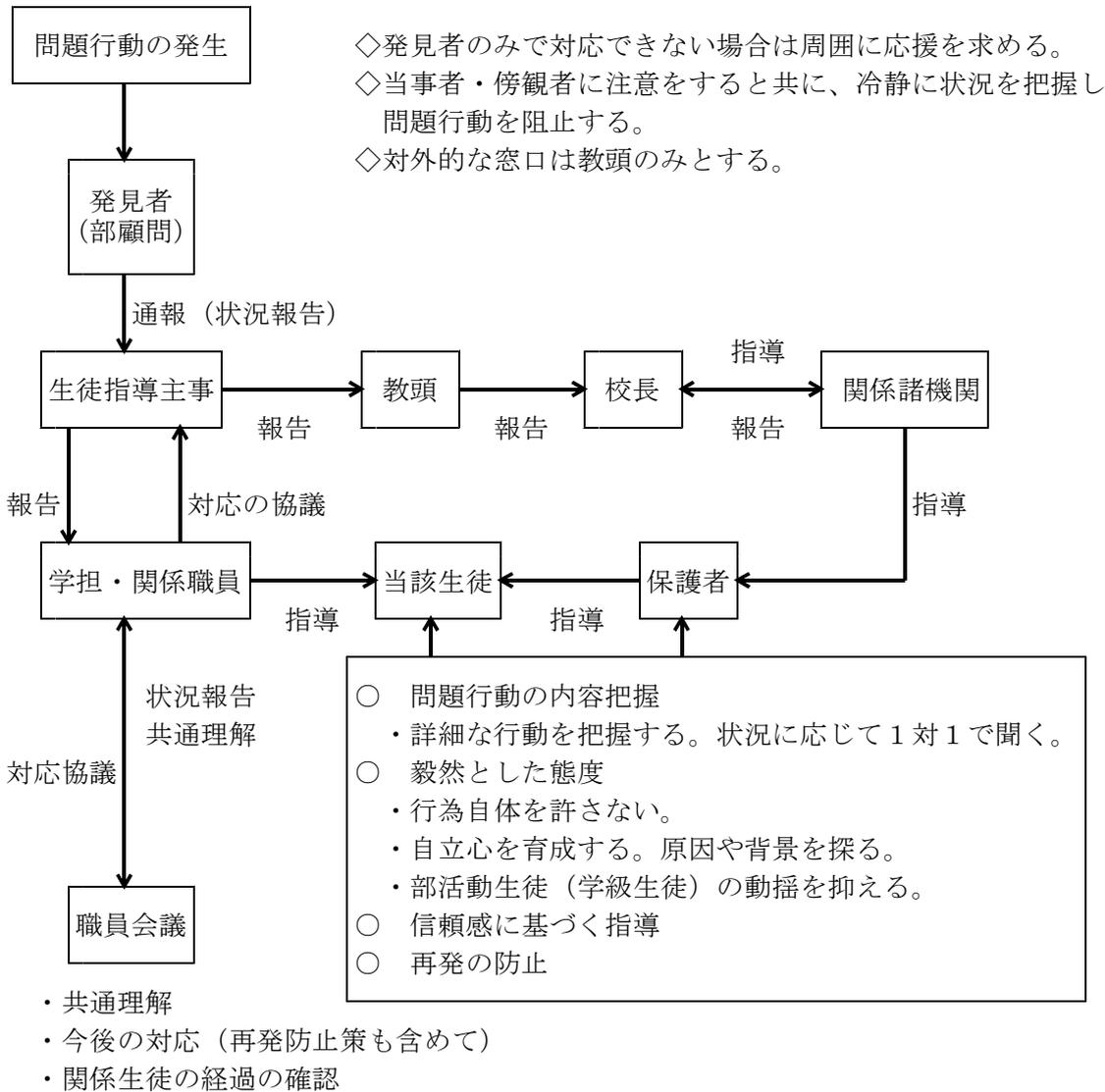
④ リーダーとして集団をまとめる生徒の育成

- ・ 自主的、自発的活動での経験や指導を通して、集団をより良い方向にまとめる力のある生徒を育成する。
- ・ 学級、学年でその力が発揮できるように、各役員等に積極的に関わらせる。

⑤ 保護者との連携

- ・ 入部時に指導者の生徒指導に関する指導方針を保護者会や通信等で確認することが大切である。このときの理解が十分でなければ、その後トラブルになることが考えられる。
- ・ 練習試合や大会等の保護者がいる前であえて生徒に指導する。そのことで理解が深まる。
- ・ 保護者会会長と常に連携し、報告や相談を繰り返し、一緒に部活動を作り上げていくという形をつくる。

(2) 問題行動発生時の対応



担任と顧問による家庭訪問
○ 保護者へ問題行為を正確に報告
○ 当該生徒へ事実の確認
○ 保護者と今後の生活及び再発防止についての協議

学年で行う保護者への連絡
○ 保護者へ問題行為を正確に報告
○ 当該生徒へ事実の確認
○ 保護者と今後の生活及び再発防止についての協議
○ 担任との三者面談

(2) 日本スポーツ振興センター(部活動中対象範囲)

学校の活動中にケガをして病院で治療を受けたときは、日本スポーツ振興センターより災害給付金が支給されます。

日本スポーツ振興センターは、**学校の管理下**で発生した事故による負傷と、運動をしたことが原因で発症した疾病(熱中症、過呼吸、喘息発作など)の医療費と、これらの負傷・疾病のために障害が残ったときの災害見舞金、及び死亡見舞金を支給するものです。

□部活動中の学校の管理下とは

校内、校外で部活動として実施し、学校長が承認した活動(休日、祭日も含む)休日、祭日の練習試合で他の施設、運動公園等の交通手段として、自転車、徒歩で行き負傷した場合

□手続きは

請求の手続きは学校で行います。学校の管理下でのケガで病院に行って治療を受けた場合は、担当者に連絡してください。診察を受けた月末に、その一ヶ月分の治療費を請求してもらう用紙(医療等の状況)をわたしますので、病院で記入してもらい、担当者に提出してください。

□給付の対象

療養に要する費用の額が5,000円以上のもの。保険証を使って1,500円以上かかったものが対象でそれ未満は給付の対象になりません。(3割負担の場合)

□請求の時効と給付期間

給付金の支払請求の時効は、2年間です。
医療費の支給期間は、初診から10年間です。

□給付の金額

医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)

保険証(3割負担)を使って、3000円支払った場合、4000円給付されるということです。

□母子家庭医療保険を使っている場合も給付対象です。

参考文献

- : 日本スポーツ振興センターHP
- : 応急手当指導者標準テキスト(東京法令出版)